

告 示

埼玉県選管告示第二十七号

平成二十九年八月二十七日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第五区 さいたま市大宮区）において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定に基づき行う選挙人名簿登録の登録基準日及び登録日は、次のとおりである。

平成二十九年七月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 登録基準日 平成二十九年八月十七日

（ただし、年齢については平成二十九年八月二十七日）

二 登録日 平成二十九年八月十七日